

令和3年(2021年)度 埼玉県主任介護支援専門員研修実施要領

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、研修時期等を変更・中止する場合がございます。
その際は、当協会ホームページにてご案内いたします。適宜ご確認いただきますようお願いいたします。

1 研修の目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを实践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とします。

2 実施主体

一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会（埼玉県知事指定研修実施機関）

3 受講対象者

研修受講開始時に(1)の必須要件を全て満たし、かつ(2)の個別要件のいずれかに該当する方を受講対象とします。

(1) 必須要件 以下の①から⑥の全てを満たす方

- ① 介護支援専門員として埼玉県に登録があり、県内の対象となる事業所（「8 その他(3)※1」参照）において常勤で勤務している方。または、他都道府県登録の方で、県内の対象となる事業所（「8 その他(3)※1」参照）において常勤で勤務している方。
* 他都道府県で登録の方で、埼玉県で主任研修を受講する場合は、登録移転または受講地変更の手続きが必要です。他の都道府県登録で、すでに埼玉県内の事業所等で介護支援専門員の業務に従事している（従事する予定を含む）方は、埼玉県へ登録移転の手続きをお願いします。なお、受講地変更手続きによって受講も可能ですが、研修の定員等によっては受入れができず、受講いただけない場合があります。
- ② 平成18年度以降に各都道府県が実施した「介護支援専門員専門研修課程Ⅰ」及び「介護支援専門員専門研修課程Ⅱ」または各都道府県が実施した「実務従事者向け介護支援専門員更新研修」を修了している方。
平成15年度から17年度までの間に各都道府県が実施した、介護支援専門員現任研修基礎課程Ⅰまたは基礎課程Ⅱを修了し、専門研修Ⅰの受講が免除となっている方を含みます。
- ③ 介護支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントを实践できる方。
- ④ 各関係機関との連絡調整及び他の介護支援専門員に対する助言・指導、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくり等、主任介護支援専門員の役割を实践する意思のある方。
- ⑤ 申込時に自己評価表を提出できる方。
- ⑥ 研修の全日程かつ全課目に参加し、修了評価を受けて各課目の到達目標に到達する見込みのある方。

(2) 個別要件 以下の①から④のいずれかに該当する方

- ① 常勤専従の介護支援専門員として実務に従事した期間(「8 その他(3)※2」参照)が、研修開始日の前日までに、通算して5年(60か月)以上ある方。
ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は、期間として算定できるものとする。
- ② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者、又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、常勤専従の介護支援専門員として実務に従事した期間(「8 その他(3)※2」参照)が、研修開始日の前日までに、通算して3年(36か月)以上である方。
ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとする。
- ③ 介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として現に県内の地域包括支援センターに常勤として配置されていて、介護支援専門員として実務に従事した期間((「8 その他(3)※2」参照)が、研修開始日の前日までに、通算して5年(60か月)以上ある方
- ④ 以下のア、イのいずれかに該当し、保険者の推薦を受け、県が適当と認める方。
 - ア 対象となる事業所(「8 その他(3)※1」参照)の「①指定居宅介護支援事業者」において、常勤の介護支援専門員として実務に従事した期間(「8 その他(3)※2」参照)が、研修開始日の前日までに、通算して5年(60か月)以上あり、他の業務との兼務の割合が、就業時間の二分の一を下回らない方で、**申込書式3**の推薦書を提出できる方。
 - イ 上記③(地域包括支援センター)の期間が、研修開始日の前日までに、通算して2年(24か月)以上あり、人員配置基準上、主任介護支援専門員の設置が不可欠である場合に該当する方で、**申込書式4-1**の推薦書を提出できる方。

4 実施方法等

(1) 募集人員及び受講者の決定

前期・火曜コース、前期・金曜コース、後期コースの3コース(各コース定員 90 名)

* 研修内容の一部は、DVD 教材の視聴により履修します。

今年度は新型コロナウイルス予防対策として、研修会場で適切な社会的距離を保つため、通年よりも受講者定員を減らさせていただきます。

各コースの定員を超えて応募があった場合は、原則として本要領「3 受講対象者(2)④イ」の方を優先とし、それ以外の方は厳密な審査を行い、埼玉県と協議して受講者を決定します。

各コースの定員を超えた場合、コース変更をご相談することがあります。

受講できない場合は当協会より個別にご連絡いたします。

- (2) 研修開始前日までの各種証明書等について、研修の申込時点では「見込み」の場合、別途誓約書(**申込書式6**)の提出が必要です。確定した証明書等を研修開始日前日までに提出されない場合には、研修の受講はできません。また、虚偽の申請があった場合は、研修受講決定を取消します。修了証明書発行後に不正等が発覚した場合には、研修修了は無効になり、修了証明書を返還していただきます。

(3) 研修内容

主任介護支援専門員研修は、「介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第265号)第1号に規定されているところにより実施するものとします。

(4)この研修を、異なる都道府県に分割して受講することはできません。

(5)研修修了要件

研修の全課程を修了した方を修了者とし、修了者には、当協会から修了証明書を交付します。

なお、研修事業終了後に当協会から埼玉県に修了者名簿を提供します。

5 日程・内容

前期日程2コース・後期日程1コース

各コース共にDVD視聴後レポート提出、および一部集合演習

| | 初回DVD発送予定日(受講開始日) | 集合演習 |
|---------|-------------------|----------------|
| 前期火曜コース | 8月4日(水)～全2回 | 9月21日(火)～全4日間 |
| 前期金曜コース | 8月4日(水)～全2回 | 9月24日(金)～全4日間 |
| 後期コース | 9月22日(水)～全2回 | 11月12日(金)～全4日間 |

*詳細な日程と受講科目は別紙1、研修カリキュラムは別紙2の通り。

6 研修費用

(1)受講料

49,000円

受講料は埼玉県手数料条例に定められた金額です。

なお、下記(A)及び(B)のいずれも満たす方については、埼玉県介護支援専門員研修支援事業費補助金交付要綱に基づき、受講料の一部に補助金が交付されます。対象の方には補助金を差し引いた分を請求いたします(受講料は「受講決定通知書」に記載します)。

(A)現在の介護支援専門員証の登録地が埼玉県の方。

(B)埼玉県内の事業所において、研修申込日時点または研修申込日の翌日から研修終了日後3か月の間に介護支援専門員として実務に従事している方。

*就業証明書(申込書式5)をご提出ください。

(2)支払方法

受講決定後、別途郵送する「受講決定通知書」に記載されている口座にお振込みください。お振込みいただいた受講料につきましては、受講開始後は返金できませんのでご了承ください。

(3)注意事項

就業証明書(申込書式5)を提出されて、受講料の一部に補助金が交付され補助金を差し引いた分の受講料となった方のうち、自身の都合により研修を修了できなかった場合は、差し引かれた補助金分を別途お支払いいただくこととなりますので、ご承知おきください。

7 受講手続き

(1) 申込期限

令和3年 5月 17日(月)必着

(2) 申込方法

「令和3年(2021年)度 埼玉県主任介護支援専門員研修 受講申込書」(申込書式1-1)、(申込書式1-2)に必要な事項を記入した上で、以下の書類を添付し、「9 申込み・お問合わせ先」に記載している宛先に必ず到着の確認できる方法(特定記録郵便又は簡易書留等)で送付してください。

添付書類

- ① 平成18年度以降に受講した「介護支援専門員専門研修課程Ⅰ」と「介護支援専門員専門研修課程Ⅱ」の両方の**修了証明書の写し**、または「実務従事者向け介護支援専門員更新研修」の**修了証明書の写し**(提出書類チェック表(申込書式9)または受講申込書(申込書式1-2)参照)
*平成15年度から17年度までの間に各都道府県が実施した、介護支援専門員現任研修基礎課程Ⅰまたは基礎課程Ⅱを修了し、専門研修Ⅰの受講が免除になっている方を含みます。
- ② **実務経験証明書** (申込書式2)
- ③ **常勤専従の介護支援専門員としての配置状況が確認できる書類**(「8 その他(3)※3 参照」)「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の写しなど
*過去の配置状況を確認できない場合は、過去の配置状況も確認できる書類の提出を求めることがあります。
- ④ **介護支援専門員証の写し**
- ⑤ ケアマネジメントリーダー養成研修の**修了証の写し**、または日本ケアマネジメント学会が認定する**認定ケアマネジャーの認定登録証の写し**(「3 受講対象者(2)②」該当者のみ)
- ⑥ 管轄する**保険者の推薦書**(申込書式3)、「3 受講対象者(2)④ア」該当者のみ)
- ⑦ 管轄する**保険者の推薦書**(申込書式4-1)及び**在籍証明書**(申込書式4-2)、「3 受講対象者(2)④イ」該当者のみ)
- ⑧ **就業証明書**(申込書式5)
- ⑨ **誓約書**(申込書式6) 申込期限までに提出書類が間に合わない方のみ)
- ⑩ **居宅サービス計画書の事例**(「8 その他(1)」、別紙3参照)
- ⑪ **ケアプラン提出時チェック表**(申込書式7)
- ⑫ **自己評価表1、2**(申込書式8-1)、(申込書式8-2)の**コピー**(ホチキスで止めて提出)
- ⑬ **提出書類チェック表**(申込書式9)

(4) 受講決定のお知らせ

受講が決定した方には、「受講決定通知書」を郵送いたします。

前期・火曜コース、前期・金曜コース 令和3年7月15日(木)頃発送予定

後期コース 令和3年9月6日(月)頃発送予定

*この日より一週間を過ぎても「受講決定通知書」が届かない方は、「9 申込み・お問合わせ先」までご連絡ください。

8 その他

- (1) 受講申込時に居宅(施設)サービス計画書等の事例提出が必要となります。詳細は「令和3年(2021年)度 埼玉

県主任介護支援専門員研修 ケアプラン関係提出書類一式」(別紙3)をご確認ください。

* 居宅サービス計画書等の提出事例については、提出前に個人情報保護の観点から、個人情報等の記載がないか再確認してください。

(2)「実務経験証明書」(申込書式2)記入上の注意事項

実務経験証明書の内容が事実と異なる場合、本証明書は無効となり、研修の申込みはできません。

申込者及び証明権限を有する方(書類を作成する方)は、必ず下記をお読みください。

証明年月日 証明日を記入してください。

証明者名等 証明印は公印を使用してください。申込者が自書した場合、本証明書は無効となります(申込者と証明権限を有する方が同一の場合は除く)。

申込者氏名 過去に勤務した方の証明をする場合において、申込者とその当時旧姓であった場合は、「現在の姓(旧姓:当時の姓)名」の形で記入してください。(例:埼玉(旧姓:武蔵)花子)

事業所名 申込者が勤務している(していた)事業所名及び事業所番号を記入してください。同一法人・団体であっても、勤務先事業所が複数になる場合は、各々の事業所毎に証明書を発行してください。

実務従事期間 申込者が「介護支援専門員」として「常勤専従」で実務に従事した期間を記入してください。介護支援専門員の資格を有していても、他職種として勤務していた期間及び非常勤勤務だった期間は算入できません。

* 要介護認定のための調査や、利用者・サービス提供事業者との連絡調整のみを行っていた期間は算入できません。

* 居宅介護支援事業所の管理者は、当該事業所の介護支援専門員業務と兼務している場合のみ、算入できます。その場合は 居宅介護支援事業所の管理者との兼務従事期間にも記入してください。

* 地域包括支援センターにおいて、社会福祉士及び保健師(看護師)として配置されていた期間は実務経験に算入できません。

* 通算した従事期間のうち、1か月に満たない部分は切り捨てます。

(例:令和3年1月1日～令和3年3月26日→2ヵ月)

* 病気休業や産休・育児休業による休職期間は除外してください。

* 証明者は、必ず申込者の業務状況を書類等で確認した上で記入してください。

(3)その他注意事項

※1 「対象となる事業所」とは、以下の事業所を指します。

- ① 指定居宅介護支援事業者
- ② 特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に

限る)に係る指定地域密着型サービス事業者

- ④ 介護保険施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦ 指定介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター
- ⑨ 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口

※2 「介護支援専門員として実務に従事した期間」とは、アセスメント、ケアプラン原案作成、サービス担当者会議の開催、モニタリング等、一連のケアマネジメント実務を担当した期間を指します。

居宅介護支援事業所の管理者と兼務した期間を含むことはできますが、管理者のみの期間は含むことはできません。

要介護認定のための調査や、利用者・サービス提供事業者との連絡調整のみを行っていた期間は含むことはできません。

※3 「常勤専従の介護支援専門員としての配置状況が確認できる書類」とは、現在の勤務先の直近の「変更届出書」(変更がない場合は「新規指定申請書」)に添付されている「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の写しです。

*各事業所・施設で使用している勤務表により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間等が確認できる場合は、添付書類として差し支えありませんが、不明瞭な場合は新たに提出していただくことがあります。

*地域包括支援センター業務と介護予防支援業務を行っている場合は、両方の「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の写しを提出してください。

*「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、県または市町村に届出ているものの写しを提出してください。本研修受講のために作成したものを提出した場合には、受講不可となります。

※4 受講決定後に受講要件の虚偽申請及び添付書類の不正事実が判明した場合は、受講決定を取り消します。また研修修了後(修了証明書交付後)に不正事実が判明した場合は、研修の修了を無効とし、修了証明書を返還していただきます。

受講申込みにあたっては、受講要件に十分ご留意の上、提出書類の作成をお願いします。提出書類は必ず控えを取り、お手元に保管してください。

※5 研修中は、携帯電話・研修実施機関の許可を得ていないパソコンやイヤホンの使用など、研修内容と関係のない行為はご遠慮いただきます。

研修実施に影響のある状況が見受けられた場合は、面談・協議の上で受講を取り止めていただく場合があります。

欠席・遅刻・早退は原則認められません。講義途中での退出が確認できた場合は、欠席扱いとさせていただきます。

- ※6 主任介護支援専門員研修を修了しても、介護支援専門員証の更新にかかる研修【更新研修(実務従事者・専門Ⅱ相当分、または専門研修課程Ⅱ)】の受講は免除されません。今年度、介護支援専門員証の更新対象者の方は、日程の重なり等をご確認いただき、本研修にお申込みください。

9 申込み・お問合わせ先

一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会 主任介護支援専門員研修 係
〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館 3F
TEL : 048-826-5773 (研修用) または 048-835-4343 (事務用)
FAX : 048-835-4344
HP : <http://www.saitama-cm.com/kenshu/> 埼玉県介護支援専門員協会 研修のご案内

* 緊急時のお知らせは、こちらをご覧ください
<http://www.saitama-cm.com/> 一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会

* お問い合わせは、月～金（祝祭日を除く）9：30～16：30 の間にお願い致します。

* 切り取って宛先としてご利用ください。

| | |
|--|--|
| <p>〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館 3F</p> <p>一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会 主任介護支援専門員研修担当 宛</p> | <p>〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館 3F</p> <p>一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会 主任介護支援専門員研修担当 宛</p> |
|--|--|